ツ　棟名　職員宿舎　自転車置場Ｃ３　建物用途　自転車置場
　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　25㎡　延べ面積　31㎡
テ　棟名　職員宿舎　自転車置場Ｃ４　建物用途　自転車置場
　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　16㎡　延べ面積　21㎡
ト　棟名　職員宿舎　自転車置場Ｃ５　建物用途　自転車置場
　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　25㎡　延べ面積　31㎡
ナ　棟名　職員宿舎　自転車置場Ｃ６　建物用途　自転車置場
　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　８㎡　延べ面積　11㎡
ニ　棟名　職員宿舎　自転車置場Ｄ１　建物用途　自転車置場
　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　29㎡　延べ面積　36㎡
ヌ　棟名　職員宿舎　自転車置場Ｄ２　建物用途　自転車置場
　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　29㎡　延べ面積　36㎡
ネ　棟名　職員宿舎　自転車置場Ｄ３　建物用途　自転車置場
　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　16㎡　延べ面積　21㎡
ノ　棟名　職員宿舎　自転車置場Ｄ４　建物用途　自転車置場
　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　20㎡　延べ面積　26㎡
ハ　棟名　職員宿舎　自転車置場Ｄ５　建物用途　自転車置場
　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　25㎡　延べ面積　31㎡
ヒ　棟名　職員宿舎　自転車置場Ｄ６　建物用途　自転車置場
　構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　８㎡　延べ面積　11㎡
フ　棟名　職員宿舎　ごみ置場Ａ　建物用途　ごみ置場
　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　20㎡　延べ面積　20㎡
ヘ　棟名　職員宿舎　ごみ置場Ｂ　建物用途　ごみ置場
　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　20㎡　延べ面積　20㎡
ホ　棟名　職員宿舎　ごみ置場Ｃ　建物用途　ごみ置場
　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　20㎡　延べ面積　20㎡
マ　棟名　職員宿舎　ごみ置場Ｄ　建物用途　ごみ置場
　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　20㎡　延べ面積　20㎡
ミ　棟名　職員宿舎　集会所　建物用途　集会所
　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　129㎡　延べ面積　106㎡
ム　工事種目　電灯設備一式、動力設備一式、通信設備一式、昇降機設備一式
メ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）
⑹　工期　平成28年12月22日まで
⑺　使用する主要な資機材　なし
⑻　本工事は、工事施工期間中における施工計画等の技術的提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づき、住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結等が義務付けられた工事である。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
⑵　本工事の業種区分（電気工事）において、法務省の平成25・26年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　法務省の平成25・26年度における電気工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,100点以上であること。
⑷　平成11年度以降に、電気工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、基礎工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
　なお、施工実績は、建物１棟で判断する（ただし、増築の施工実績を提出した場合又は建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合においてこのうち１工区以上の新営の施工実績を提出した場合には、基礎工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分を建物１棟とみなす。）ので留意すること。
　また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。
　他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。
ア　同種工事
　⑺　建物用途　共同住宅、病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
　⑴　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造
　　Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。
　　ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。
　⑼　建物規模　延べ面積　5,000㎡以上
　⑽　工事種目　電気工事（動力設備・電灯設備又は通信設備を含む。）
イ　類似工事
　⑺　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）又は事務所並びに劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場
　⑴　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造
　　Ｓ造については、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。
　　ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。